

一律排水基準

昭和46年総理府令第35号別表第一 より抜粋

改正 平27環境省令第33号

有害物質

有害物質の種類		許容限度	有害物質の種類		許容限度
1	カドミウム及びその化合物	0.03mg/L	16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
2	シアン化合物	1mg/L	17	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
3	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1mg/L	18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
4	鉛及びその化合物	0.1mg/L	19	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
5	六価クロム化合物	0.5mg/L	20	チウラム	0.06mg/L
6	砒素及びその化合物	0.1mg/L	21	シマジン	0.03mg/L
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L	22	チオベンカルブ	0.2mg/L
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと	23	ベンゼン	0.1mg/L
9	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	24	セレン及びその化合物	0.1mg/L
10	トリクロロエチレン	0.1mg/L	25	ほう素及びその化合物	海域以外 10mg/L
11	テトラクロロエチレン	0.1mg/L			海域 230mg/L
12	ジクロロメタン	0.2mg/L	26	ふっ素及びその化合物	海域以外 8mg/L
13	四塩化炭素	0.02mg/L			海域 15mg/L
14	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	27	アンモニア、アンモニウム化合物亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L
15	1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	28	1,4-ジオキサン	0.5mg/L

備考

1. 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
2. 砒(ひ)素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。